

## 入会及び退会並びに会費に関する規程

昭和 42 年 10 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 日本公園緑地協会（以下「本会」という。）定款第 3 章に定める規定のほか、本会の会員に関して入会及び退会並びに会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会等の手続き)

第 2 条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする法人その他の団体又は個人は、様式 1 の入会申込書を会長あて提出するものとする。なお、公共団体を除く法人その他の団体に対しては、当該法人その他の団体の概要がわかる書類の提出を求めることができる。

2 入会后、指定代表者を定める法人その他の団体は、様式 3 の指定代表者届出書を会長あて提出するものとする。また、指定代表者を変更しようとする法人その他の団体は様式 4 の指定代表者変更届を会長あて提出するものとする。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推たいし、本人に通知する。

(会費)

第 3 条 定款第 7 条に規定する会費は、毎事業年度次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額を納入するものとする。

一 地方公共団体会員 別表による会費額  
ただし、人口区分は直近の国勢調査の人口規模による。

二 法人会員 1 口 5 万円

三 個人会員 1 口 1 万円

四 賛助会員 1 口 5 万円以上

2 名誉会員は、会費を免除することができる。

3 会長は、災害その他の事情により必要と認めるときは、理事会の承認を得て、公共団体会員の会費を減免することができる。

(会費の納入)

第 4 条 前条の会費は、毎年 9 月までに本会所定の方法により納入しなければならない。ただし会長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

第 5 条 削除

(退会の手続き)

第 6 条 会員は、別紙様式 2 に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

附 則

1 この規程は、社団法人日本公園緑地協会設立許可の日から施行する。

2 日本公園緑地協会の会員であった者で、同協会の解散により本協会の会員となった者の本協会における昭和 42 事業年度分の会費は、これを免除する。

附 則 (昭和 52 年 5 月 26 日改正)

1 この規程は、昭和 52 年 5 月 27 日から施行し、昭和 52 年度にかかる会費から適用する。

附 則 (昭和 55 年 5 月 26 日改正)

1 この規程は、昭和 56 事業年度分の会費から適用する。

2 第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、地方公共団体の会費については、昭和 56 事業年度の会費に限り、前事業年度の会費の 3 倍の額をもって限度とする。

附 則 (平成 12 年 5 月 31 日改正)

1 この規程は、平成 12 事業年度分の会費から適用する。

2 第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、地方公共団体会員及び法人会員の会費については、平成 12 事業年度の会費に限り、前事業年度の会費の額をもって限度とする。

附 則 (平成 19 年 5 月 30 日改正)

1 この規程は、平成 19 年度事業分の会費から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。ただし、改正後の会費は平成 25 年度事業分から適用する。

別表 地方公共団体会員会費

都 道 府 県		市 町 村 (都の特別区を含む)	
	円		円
人口 100 万人未満	100,000	人口 2 万人未満	13,000
100 万人以上	125,000	2 万人以上	25,000
200 "	150,000	5 "	38,000
300 "	205,000	10 "	50,000
400 "	225,000	20 "	85,000
500 "	250,000	30 "	100,000
600 "	280,000	40 "	115,000
700 "	305,000	50 "	135,000
800 "	330,000	60 "	150,000
900 "	360,000	70 "	170,000
1,000 "	385,000	80 "	190,000
		90 "	205,000
		100 "	285,000
		150 "	325,000
		200 "	360,000

(注) 人口は国勢調査の人口規模による。